租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令要旨

1　再資源化事業等高度化設備の特別償却制度について、本制度の適用を受ける場合にその適用を受ける事業年度の確定申告書等に添付すべき書類を定める。（第二十条の十三関係）

2　この省令は、令和七年十一月二十一日から施行する。（附則関係）